議事要旨(2) 「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その１）（案）」に係る公開草案に対するコメントについて

はじめに、都委員より、「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その１）」の見直しに係る公開草案に対するコメントが合計で4件あり、債務免除に係る損益を認識する時期については支持するコメントを頂いたが、債務免除に係る損益を損益計算書のどの区分で計上するかについては、公開草案で示されている案を支持する意見の一方で、別の見解とするコメントもあったこと等を踏まえ、次回の委員会での議決に向けて本委員会でご議論いただきたいとの説明があった。次に高橋由彦専門研究員が、公開草案に寄せられたコメントの紹介を行った。このあと、委員からの主な発言及び事務局からの説明は以下のようなものであった。

- ある委員から、個別帰属額に係る債務免除の損益を、特別損益の区分に計上することは、「税引前当期純利益を歪める」というコメントについて説明を求める発言があった。
- これに対して別の委員より、3 月末までに個別帰属額の授受を行わない意思決定をしている場合であれば、債務免除に係る損益は、100%の親子会社間の連結納税額の配分から生じるものであるといえ、それを一旦法人税の区分に個別帰属額を計上したうえで、同額を改めて債務免除に係る損益として特別損益の区分に計上することは税引前当期純利益を歪めることになることを表現したものであるとの説明があった。

これに対して事務局からは、法人税の区分には、あくまでも国や地方公共団体との関係で生じるものが計上されると整理をして公開草案を公表するに至ったこと、また個別帰属額の発生時期と債務免除の意思決定の時期が相違する場合までを想定すると、債務免除に係る損益を法人税の区分に計上することについては難しい面があるとの説明があった。最後に、次回の委員会で議決を行いたい旨の説明が行われた。

以　上

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。